

開催日時：令和 6 年 7 月 24 日（水）10:28～14:33

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、野村知宏内閣府地方分権改革推進室参事官、多田聡内閣府地方分権改革推進室参事官事務代理、小原宏朗内閣府地方分権改革推進室企画官、能勢和彦内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 6 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番 17：財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること（総務省、農林水産省）>

（総務省）今回の提案に対する回答としては、自治体の提案を最大限尊重し、自治体にメリットがあるため、要望を踏まえた形で政令改正を検討していきたい。ただ一方で、森林は数十年単位と超長期で経営をするものであるため、収益がその時点における木材の需要や価格に影響され、投入した資金に見合わないリスクがあること、また、過去に土地信託に関連して一部自治体で裁判になったことがあるといったリスクがあるので、リスクについては自治体に丁寧に説明をしていきたい。

（大橋部会長）財産管理という観点から見ると地方自治法に規定があり、また、財産区の管理システムがあり、そちらのチェックは丁寧にやらなければいけないということだが、他方で、政策目的としては、森林をうまく管理し、それを有効活用しようという農水上の積極的な目的があり、財産的な問題を含んでいるということなので、こうした両面からの視点がある。総務省からの説明はどちらかというと制度上の話で、森林管理という観点からこれが大事だという積極的な意見がないと施策としては展開しづらいところがあるが、農林水産省はこの提案をどのように受け止めているか。

（農林水産省）一般に、地方公共団体には森林や林業に対する十分な知識を持った職員がいないケースが非常に多いということが現実であり、こうした地方公共団体が所有する森林の管理を目的とする信託を可能とすれば、例えば自治体所有森林だけではなく、その周囲にある民間の森林と一体となった施業も可能になるといったメリットもあるので、農林水産省としても今回の提案を前向きに評価して、総務省の検討に協力していきたい。

（大橋部会長）第 1 次回答では総務省の見解だけが見えるような気がしたため、農林水産省からも是非一言いただきたいと思った次第。

現行法上、土地信託に関しては政令が明確に規定し、森林の施業・管理を目的とする土地信託が入る余地がないので、政令の中で森林信託についても明確に書いていただく。また議会のチェックが入る仕組みになっているため、そこで自治体にはよく考えていただく。一方、リスクがあるということは明確に情報提供しておくということが大事なので、そういうガード面も含めて対応をお願いしたい。

そのような形で積極的に対応を考えていただけるとのことなので、森の管理について荒廃を防ぐという消極的な面もあれば、今うまくいっていない財産価値の向上を周囲の森林と一緒に進めていくという観点もあり、一つの起爆剤になれば、これは非常に結構なことだと思う。是非積極的に検討いただき、第 2 次回答の際にももう少し具体的な内容について、どんな注意喚起をするのかということも含めてまとめていただきたい。

（伊藤構成員）政令改正で対応いただけるということだが、いつまでにやるという目途については今のところどうお考えか。

（総務省）今回提案いただいたことをできるだけ尊重したいと考えており、できるだけ速やかに行いたいが、ほかの改正項目もあり、横並びの観点や、どういう形でやるのか、ほかに考慮すべき政令があるのかどうかも含めて考える。いずれしても早く行う方向で検討していきたい。

（橋部会長）政令改正だけで済むのであれば、当然、年度内に対応いただけるという認識でいたが、よろしいか。

(総務省) 年度内に向けて検討したい。

＜通番1：住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等（総務省、法務省、国土交通省）＞

(大橋部会長) 住基ネットが利用できると、申請人本人の負担軽減や、職員の方たちも公用請求という形で時間や労力を使わなくて済む。こういった制度があるにもかかわらず、それを使っていないためにマンパワーを無駄に消費しているという例がほかの提案でも多数出ている。このため、今年はデジタル化を重点テーマにして、是非これは実現したいと考えている。それと同時に、住基ネットについては今までも毎年提案を多数いただいております、その度に別表に足すといったもぐらたたきのような形でやってきたところ、これは一度立ちどまって、悉皆的に特に御要望が多いもの等については、せつかくこの仕組みがあるのであればそこに入れ込むことを考えたいということもこの提案を受けて思っている。是非そのような形で、先ほど悉皆的な調査というお話があったので、進めていただきたい。この調査は既に総務省のほうでは進めていると聞いているが、現時点で調査の状況というのはどんな概要になるか、まだ整理がついていないのかもしれないが、分かる範囲内で教えていただきたい。

(総務省) 今、各省庁にも御協力いただいて可能性のある事務を調査しているが、少し精査が必要な点がある。それは何かというと、4情報だけで事務が完結する場合は良いけれども、4情報プラスアルファの情報も併せて必要とする事務というのが調査の対象に混在しており、我々が考えているのは、4情報だけの事務であればそれで完結するけれども、プラスアルファの部分を見ている事務があった場合に、そのプラスアルファというのは本当に必要なかどうかということである。ただ慣例的にやっているのではないかとということが一つ。あとは、どうしても必要だとしても、住基ネットと何か他の方法を使って取れないのかということ。その辺りを精査したいと思っている。

加えて、各省庁調査の結果を踏まえた上で今度は自治体側にも聞いてみたいと思っている。例えば分かりやすく申し上げると、公用請求を受ける自治体の方からすると手間だということをやめてほしいということがあるが、公用請求をしている側からすると、住民票を紙で頂くと4情報以外の情報も書いてあるので、実はそちらも見ていたということがある。ところが、受け手の自治体側からすると住民票を取られているだけなので、請求元が4情報だけを見ているかどうかというのは分からないというのがあるので、その辺りを各省庁の皆さんと精査をしたりしていきたいということで、現在進行形ということである。

(大橋部会長) これはすごく大事な点で、現状は、割と無造作に取り寄せている。本当に必要なのかわからないものも従来の経緯で取り寄せているものもあって、それを前提にしてデジタル化するというのはやはりよくないので、ここで一回要求する文書の中身を精査いただいて、絞った上でデジタル化のほうに進みたいと考えているので、その精査をお願いしたい。私どもとしてはできるだけ別表のほうに豊富に盛り込んでいただいて、利用可能性が増えれば良いという発想であるところ、逆に調べる中で、追加する、しないの選定をする場面は出てくると思うが、そういう場合の判断基準というのは具体的にどのようにお考えか。

(総務省) 基本的な考え方は、せつかく作ったシステムなので、事務の効率化のために有効活用していくというものである。このため、できるだけ別表事務に載せるものについてはあまり選択せずに、ニーズがあるものは拾っていくということになるが、具体的に過去追加していくときの判断基準としては、その事務の住基ネットの利用により自治体の事務負担が本当に減るのかどうかという視点、あと、費用対効果というのも必要であり、こういったことについて関係省庁や地方団体の皆さんの意見を聞いて過去追加をしてきているので、メルクマールと言うほどのことではないが、事務負担の軽減と費用対効果ということを意識しながら載せてきたということになっている。

ただ、今回、我々としては、せつかく作ったシステムなので、できるだけ載せる方向で検討は進めていきたいと思っている。

(大橋部会長) 費用について、よく分かっていないところがあるので御教示いただきたい。こちらとしては載ればそれだけ便利になるので、効果という点は相当あると思っている。逆に今回一括でなるべくたくさん拾って、100あったところを101に増やすということがどれぐらいの費用負担になるのかということと、今回一回整理したうえで、何年後かに新規にまたプラスで1個足すというときのコストというのはどんな関係になるのか、そこら辺の関係をにらみながら判断すると思うが、この点を教えていただきたい。

(総務省) まず、ネットワーク全体の費用負担を先に申し上げると、現在、容量というかネットワークとしての受け手側のほうはまだ十分余裕があるので、事務が多少増えても全体のネットワークにかかる経費が大きく増

えるということにならない。このため、この点では今のところ大きな問題はないが、恐らく今後各省庁だけでなく自治体もそうだが、今まで使っていないところが使うとなると、端末を導入する必要がある。端末も専用回線が必要であるので、そういうネットワーク回線の維持管理費や端末の導入費用というのはかかる。恐らく各省庁も予算額の関係で、その辺りの費用対効果というのは精査されるのではないかと思うが、受け手側の利用者側の費用対効果という問題が特に大きな論点になるのではないかと思っている。

(高橋構成員) いわゆる専用回線をつくらなくてはいけないという話であるが、例えば整備局とか各出先の局でその専用端末が2つ3つあるような特別な部屋を作って、そこに必要がある整備局にいる職員が行くことで、端末の費用を軽減できるといったことは考えているのか。

(総務省) 一部の団体はそういうふうに共用で使うことによって費用を減らしていくということをやっている。恐らく今まで郵送していると紙代とか郵送コストがかかっていたものがなくなるわけであるため、それをしていただければいいと思う。一方で、みんなで使い回すとしても、件数が極端に少ない場合はどうしても端末のリース代とかネットワークの回線利用料の方が郵送よりも高くなる可能性はなくはないので、その辺りは、今使おうとしているところがもともとネットワーク回線を持っているところであれば端末1個を増やせばいいだけの話であり、もしくは持っているところであればその部屋で使わせてもらえばいいだけであるため、多分使う側の今置かれている状況によってかなり状況は変わるので、その辺りを費用対効果で見えていくのかなと思う。

いずれにしても、基本的には使っていただきたいというのが我々総務省としての思いであるので、その方向で検討はしていきたいと思う。

(石井構成員) 1点目、プラスアルファのところでは基本的な質問をさせていただきたい。プラスアルファのところの情報が当該事務において必要だったとしても、住基ネットの利用対象事務を拡大することによって利便性は高まるというか、業務負担は減るという想定の下での議論だという理解でよろしいか。

2点目は個人情報の関係について、今調査されているということで、実はプラスアルファの情報も見ていたというケースがあるというお話だったと思うが、その場合、行政機関は個人情報の保有の制限がかかっていると思うところ、実際は所掌事務に必ずしも必要な場合に限らない情報も実際は見ていたというケースが出てきているという話か。

2点目は個人情報保護法関係になってしまうが、お聞きしたいと思ったのは今の2点になる。それについて何か教えていただければと思う。

(総務省) プラスアルファのところは、恐らく今我々が調査している中で見ていると、いろいろなものがあり、一概にそれがどれぐらい必要なものなのかは分からないところもあるので、今の御指摘を踏まえて、今後詳細に調査する中で生かしていきたい。

あと、受け手側、請求側の個人情報保護の関係がどうなっているかは、請求側の個々によって変わってくるので、それもここで一概に申し上げることは難しいかなと思う。

(石井構成員) あと、利用対象事務を拡大するときにセキュリティー面で懸念しなければいけない事項があるかどうか、今回の利用対象事務の拡大の提案について特段懸念すべき事項があるかどうか、念のためお聞きできればと思う。

(総務省) 現状、そもそも住基ネットは今かなりの件数で使っていただいている。J-LISという法人があるが、そこは住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー対策指針というものをもともと持っており、今、これに基づいて安定的に運用している。

また、使う側のセキュリティー対策というのも必要であるので、毎年J-LISが主催する説明会などで、国の機関など、使う方々に対してもセキュリティーの周知を図っており、今回拡大したとしても、セキュリティー対策はこれまで行ってきたものを引き続きしっかりと行っていくということだろうと思う。

(石井構成員) 今後も事務がどんどん拡大することによって、セキュリティー上のリスクが高まる懸念は出てくるのか。デジタル化との関係だと、住基ネットシステムもどんどん使っていった方がいいという思想になると思うが、J-LISのやり方をこれまでどおり踏襲していれば基本的には大丈夫という御認識の下でデジタル化に向けた取組を進めていただけるという認識でよろしいか。

(総務省) 今おっしゃっていただいた方向でよろしいかと思っており、そもそも今、住基ネットワークは先ほど申し上げた国の機関だけでも14億件使われているということであるので、今回の事務の拡大がなされて何件増えるのかと。ものすごい数が増えるとしても、それぐらいの規模で今セキュリティーを安定的に運用している

ので、そういう意味で言うと、今回の事務がどれくらい増えるかにもよるが、基本的には今のセキュリティー対策で問題は起きていないし、日々検討を進めているので、大丈夫だろうと思っている。

(石井構成員) 万が一のことが起きたときの迅速な事後的な対応も想定して御対応いただければと思う。

(大橋部会長) 今あったように、多分これは拡大すると、人によってはセキュリティー面での心配ということをおっしゃる方がいらっしやると思うので、今言ったようなところのセキュリティーの問題と個人情報保護の観点はきちんと考えているということを第2次回答のときに併せて説明していただければと思う。

(坂越室長) 念のためだが、今回の分権一括法の中でこの住基ネットの利用事務の拡大は一つのメインになると思っており、スケジュール的に次の通常国会に出したいと思っている。年末の対応方針の中に事務は洗いざらいピックアップできるものは全て書きたいと思っているので、先ほど調査などのお話もあったが、それに間に合うような形で進めていただければと思っている。

それから、費用対効果という言葉があったが、効果のところに関しては、労働時間が短縮されるという部分自治体も役所のほうも両方あるので、そこも含めて費用対効果を考えていただけたらありがたいと思っている。

(大橋部会長) 今お話があったことはスケジュールの点で大丈夫か。

(総務省) スケジュールについては、それは当然意識してやっているもので、年末に間に合うようにしたいと思っている。

(大橋部会長) それでは、是非第2次回答のときに具体的に盛り込む事務の概要等を含めてこちらにお話をいただければと思う。

## ＜通番2：補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備（デジタル庁）＞

(大橋部会長) Jグランツに搭載する補助金の要件について、受益者が事業者であるということとか、採択件数が100件以上とか、審査経路に地方公共団体を含まないというのが挙がっているが、今回の提案の主たる関心事は地方公共団体が間に入るような間接補助金だとすると、これらの要件では関心事から相当外れてくるのではないかと。また、採択件数が100件以上というのは大括りではないかと。要件設定の経緯を説明願いたい。

(デジタル庁) 仕様上、地方公共団体を交付先とする交付金もJグランツに搭載可能である。搭載するかどうかは各制度の所管省庁の担当部局による判断であるが、Jグランツをなるべく使ってもらえるよう周知していく。事前に御案内の搭載要件については検討段階の暫定的なものであり、今後見直しを行っていくが、特に活用実績が多く、負担軽減等の要望をいただいております、さらに政府方針でもオンライン化が原則となっている事業者向けのものについて順に搭載していくという発想のもと、まずは採択件数100件以上と比較的規模が大きい補助金について優先的にJグランツを活用していただくということで設定している。

(大橋部会長) 地方公共団体が関与しているような間接補助金を広く拾っていただけるような仕組みにならないと、今回の提案趣旨に反して使い勝手の悪いままになる。提案団体が搭載を求める補助制度として、デジタル田園都市国家構想交付金や、過疎地域持続的発展支援交付金、農山漁村振興交付金、地方公共交通確保維持改善事業費補助金というものがあるが、前3つは要件に該当しないこととなるため、事業者だけでなく、地方公共団体が特に搭載を望んでいるような補助制度やニーズを聞き取り、要件の見直しをお願いしたい。

(デジタル庁) 地方公共団体が間に入る間接補助金もJグランツへは搭載可能であり、デジタル田園都市国家構想交付金や、過疎地域持続的発展支援交付金、農山漁村振興交付金も同様である。ただ、Jグランツはもともと事業者向け補助金の申請システムとして立ち上げた経緯があるため、交付金や地方公共団体経由の間接補助金も搭載可能であるというところの周知が不十分であったと思う。今後、国と地方の協議会を通して地方からの要望をいただき、また、関係省庁会議を通して各府省庁へ周知することにより、さらに要望を承り、必要な機能改善も含め、検討・調整を行っていく。

(高橋構成員) 間接補助金は最終的に膨大な数の事業者にお金が行き渡ることとなり、規模感で言うと直接補助金100件とは比較にならないため、国民経済の観点から優先順位を設定しなければならない。

(デジタル庁) 基本的な考え方は、規模の大きい補助制度から先立って搭載していくということであり、直接補助するところが100件未満でも、そこから先の受益者が多いものは、基本的に搭載対象である。搭載要件は見直し、御指摘も踏まえて広く載せられるような形で対応していきたい。

(石井構成員) 提案団体が搭載を求める4つの補助制度について、令和6年度のシステム改修で、ある程度支障の解消が見込めるということを前提として、必要な目的に合った補助金等をリストアップする機能をJグラン

ツに支援してもらおうということを考えたときに、Jグランツ側でユーザーのニーズというのを学習した上で検索できる機能を提供しないと、ニーズの解消につながらないかもしれない。どの辺りまでJグランツ側で検索のサービスを提供できるのか、おおむねの方向性というのを可能な範囲で御教示いただきたい。

(デジタル庁) 今年度の改修は基本的に現行のユーザーの要望をベースに、よりユーザビリティを高めるという観点で、代理申請機能の追加やUI/UXの改善を行う予定である。令和7年度以降は、事業者向け補助金申請のオンライン化の原則を踏まえ、申請処理件数のキャパシティを広げるといった改修も実施予定。検索機能について、AIなど新しい技術にどういったことを担ってもらうのか、自治体の皆様から御要望などを細かくお伺いした上で、それに見合うような改修等は可能かも含めて検討したい。インターネット上で使えるAI等の技術もあるため、そこで絞り込んだ上で、Jグランツ上で検索をかけていくというようなやり方であれば、必ずしもJグランツに機能を載せなくてもできる部分がある。どのような方法が一番効率的で使い勝手がいいものになるかというところを、システム構築の中で検討していく。

(大橋部会長) 提案への対応を具体的に実施していただくとJグランツが地方公共団体向けにも使い勝手が良いものとなるため、そこに言及して第2次回答をお願いしたい。また、各省庁が独自に整備している申請システムに掲載されている補助制度も、Jグランツへの重複した搭載があってもよいと考える。そういった意味での一元性を確保できるようにしていただきたい。

(高橋構成員) 5つの要件を見直せばJグランツの性格が明確になり、地方公共団体対応型になったということも確認できるので、そこを中心をお願いしたい。

(坂越室長) 提案団体が搭載を求める補助制度の中には、所管省庁において既にシステムを持っているものもあるかと思うが、それらの所管省庁との協議を踏まえて第2次回答に方向性を御回答いただけるという認識でよいか。

(デジタル庁) 事業者向け補助金について、原則オンライン申請とするという政府の方針が出ているので、いずれ地方公共団体向けはどうかという議論にもなると考えられる。デジタル行財政改革会議での今後の議論なども踏まえ検討したい。

## <通番 19: 最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入(環境省)>

(大橋部会長) 提案団体としては、最終処分場が集中立地している地域での総量的な規制を含む立地規制を設けること、条例で許可基準を書くことを求めており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正してそのための規定を設けてほしいということが一番の望みかと思う。それに対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では既に地方に裁量を与えているため、総量規制や地方の実情を盛り込むことは、裁量の範囲内で可能だということが貴省回答だと理解する。回答の場合、例えば提案団体が条例を作ったとして、地方の裁量の範囲内ということであれば、その条例は適法なものとして容認されるという理解でよろしいか。

(環境省) 然り。地方自治法で法令に反しない限りにおいて条例を制定することができるかとされているので、廃棄物処理施設の設置許可に関しても条例による規制を設けることは可能と考える。

具体的には、鳥取県では廃棄物処理施設の立地について関係住民の合意形成の手続を条例で規定しており、ほかにも廃棄物の処理及び清掃に関する法律にリンクするような形で独自のさまざまな条例が定められている事例を承知している。もし、仮に提案自治体が条例を定めるのであれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反しない限りは問題ない。

(大橋部会長) 総量規制については、処分場が地域に既に複数建っている場合、地域のキャパシティや状況を踏まえれば新規設置はふさわしくなく、地域環境との関係から処分場が多過ぎるのであれば、条文にある周辺地域の生活環境に対する配慮という範囲の中で盛り込む運用が、現行法の下でも可能だという理解でよろしいか。

(環境省) 然り。提案自治体の現地に行ったこともあり、扇状地のような、非常に水はげがよく、安定型処分場をつくるにはいいところだとして、1997年より前の3,000㎡未満の安定型最終処分場に設置規制がない時代に非常に多数の処分場が設置された経緯を提案自治体からもよく聞いている。

そうした実情を踏まえて、まさに今、その地域での地下水の汚染が非常に厳しい状況になるということであれば、その状況も踏まえ有識者や関係自治体の意見も聞きながら、事業者が実際に最終処分場を設置することで水質汚染がもっと酷くなるのかを考慮して審査できるようになると思うので、その点は現行法でも対応ができるのではないかと考える。

(高橋構成員) 負荷の増大の中身について、地下水の汚染が既にあり、新設によりこれ以上悪化する場合には、との意味で理解したが、今は地下水の汚染がされていないものの、集中立地されることでその中の一つに問題があった時など、要するに地下水汚染のリスクが高まるという懸念についても、負荷の増大と解釈して設置を拒否することができるということか。

(環境省) 現行法における安定型最終処分場の規制については、第1号の技術上の基準があり、また搬入物は安定型5品目に限定されている。そもそも安定型5品目は雨水にさらされても性状が変わらず、本来であれば地下水の環境汚染を生じ得るものではない。かつ、安定型最終処分場で安定5品目を処分する場合には、有機物などが付着したら事前に取り除くという規制もかけているため、我々の立場とすれば、安定型最終処分場を新規立地することによる地下水汚染というのはそう起きないだろうとは考えている。しかし、提案自治体の特性の中で、規制のない処分場が非常に多く建てられ、既に地下水の汚染が進んでいるという事実がもしあれば、許可しないという考え方も現行法でできなくはないだろうと思う。

(高橋構成員) 最近では予防原則という考え方もある。有機物などを取り除くと言っても、経験則的に言ってなかなか取り締まれない場合もあるので、リスクがゼロにはならない。集中立地により、地域の中で受容できないようなリスクがあるということを考えれば、予防的に不許可にするということも負荷の増大に入るという解釈でよろしいか。

(環境省) 災害廃棄物として瓦礫を処分しなくてはいけない場合など、安定型処分場というのは必要なインフラだと我々は思っている。最終処分場を設置すると地下水汚染になるかもしれないといった懸念の声を受けて、予防原則により都道府県の裁量で不許可にすることについては、あくまで現状の地下水の状況を科学的な観点で、利害関係者や関係自治体からの意見も踏まえて審査をしていただきたい。

(高橋構成員) 全国一律に予防原則という話ではなく、地域の実情を踏まえて、既に集中している地域でリスクが高まるということであれば、いわゆる環境負荷の増大、同時に搬入時の生活環境に対する負荷もあるため、それらを総合考慮して規制できることは負荷の増大の範囲内だということではよろしいか。

(環境省) 車両が増加するとか、例えば最終処分場の近くに学校や保育所がある場合に、これまで以上に地域の生活環境に懸念があるということであれば、自治体の裁量で不許可にすることはあり得る。

(大橋部会長) 例えば騒音規制法等ほかの法律を見ると、規制の中に、条例で定めることを明文化しているものもある。先ほどのような形で条例が認められる旨を、法に明記する考えはないのか。

(環境省) 現状、既に地域の実情を踏まえた形での許可基準になっていると我々としては理解している。もちろんその中で、地域への配慮という部分の運用についてはいろいろあり、我々が示している指針等において特殊な事情を考慮してほしいという話があれば、指針の見直しを考えていくことはあると思うが、条文自体を新たに立てる必要はないと考える。

(大橋部会長) 貴省の考えとしては、平成10年に都道府県宛てに通知を出しており、それをきちんと解釈してもらえれば本日のような回答になるため、既に解決、回答済みということなのかもしれないが、こうした提案が出てきているということは、この点について疑義がある自治体があるということであるため、第2次ヒアリングや最終的な回答をいただく際には、本日説明のあったような搬入のリスク、集中立地により周辺の間との関係で問題がある場合の対応方法、法令にプラスアルファの基準を設けた条例で対処するといったことが法律の枠内で可能であることについて、今回の提案に絡めるような形で通知を出すことは可能か。

(環境省) 我々としてもできるだけ、それぞれの自治体の地域の実情に合った廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可手続を取っていただきたいため、本日の議論を踏まえて、何ができるかを考え、その上で周知のやり方、周知内容等を考えていきたい。

(勢一部会長代理) 資料32ページで平成10年のものも含めて紹介いただいている許可基準について、生活環境の保全に適正な配慮が行われているかどうかについては、個々の施設ごとの判断ということが明記されているが、集中立地地域に累積的に影響があるということを自治体が許可の判断要素に加えることが本当に可能なのか。併せて、エビデンスとして重要な判断要素になる生活環境影響調査書は、累積的な影響までも見る調査になっているのか。そうではないと思うので、その場合、自治体は地域の生活環境保全上の観点から、累積的な影響によるリスクや蓋然性の高さを、本当にこの許可基準で考慮できるのか。

(環境省) 今の生活環境影響調査指針の中では、安定型最終処分場については、地下水の水質については標準的な調査項目とはなっていない。安定型最終処分場で埋立処分をするものは安定5品目に限定されており、地下水の環境汚染を生じ得るものではないということが理由である。一方で、これは全国的な部分で言えばそうで

はあるものの、既に過去多数のミニ処分場が建てられ、これによる地下水汚染の懸念があるようなエリアにおいて、新たに最終処分場を作ることによる環境への影響については、生活環境影響調査の審査の中で考慮できる部分を明確にすることはあり得るのかと思う。この点について、今後、通知による周知と併せて、指針の在り方もどういったことができるのか考えていきたい。

(高橋構成員) 最終処分場を全国的に確保しなくてはいけないということと、地域の懸念というものをどうやって調和させるかを悩んでいることは分かっている、それは実際に自治体が現場で悩んでいることでもあるので、自治体が迷わないように、ここまでは法律でできるということをしっかり指針の中で出していただくということは、極めて重要である。これは訴訟との関係でも問題になるため、次は審議官も出ていただき、明確な答えを出していただきたい。

(坂越室長) これは全国一律の基準が地域の实情に合わない典型例で、分権の典型例かと思う。法律改正で総量規制を入れていただくのがいいだろうが、それが難しいということであれば、全国一律の基準が地域の实情に合わない場合に条例で対応できるというように、法律上それを明記する法改正ができるのかを検討し、第2次回答のときには回答いただきたい。

(環境省) 承知した。許可基準について、地域の实情を踏まえた内容になっていると我々としては思っており、新たに法改正をして規定を置くことは必要ないと思うが、先ほどお話ししたとおり、独自の条例を定めるということは、当然、地方自治法上はできるため、鳥取県のような事例については問題ないと思っている。その点をどのような言い方で自治体に周知でき得るかということについては、我々の中で考えさせていただければと思う。

(大橋部会長) 法改正ができるかどうかという問題に加え、平成10年5月7日の基準について、今日の議論を踏まえて、自治体の提案に応える内容を盛り込んだ回答を第2次ヒアリングでは願います。

#### <通番5：犬の登録及び管理方法の見直し等（厚生労働省、環境省）>

(大橋部会長) 一つは電子システムにして使い勝手をよくしていこうというデジタル活用に関わる問題と、特例制度で2つの仕組みがまだうまく融合できていないという問題があるので、後者の特例制度のほうから問題にしたいと思う。

特例制度に参加したときには狂犬病予防法に基づく手数料は同時徴収できるようにしないと、なかなか参加も広がっていかないし、結果的にこの2つの制度が混在することによって、システムの統合や連携のネックになってしまうので、特例制度をつくるときに、同時徴収という手数料の徴収の安定化を同時に手当てしておかなければいけなかったのではないかとということと、同時徴収ができるような形にこの特例制度を組み替えて円滑化すれば、参加が広まって、連携問題の前提条件が満たされるのではないかと認識を持っているが、いかがか。

(環境省) 同時徴収ということが徴収のしやすさの一つの要素ではあるが、実際に自治体で手数料を効果的・効率的に徴収する方法というのは、必ずしもそれだけにはとどまらずに、コスト面とかいろいろあると思う。いろいろなやり方を提示しているのだから、採択可能なものから御検討いただけるとよいのではないかとと思う。

(高橋構成員) 同時徴収されなかったら、いわゆるサービスがもう過ぎてしまっているのだから、徴収というのは難しいと思うのだが、そこはいかがか。

(環境省) もちろんそういう面もあると思う。同時徴収に近い効果を発揮するものとして、日本獣医師会が徴収を代行して、見かけ上は同時徴収の形にするというのは一つのオプションと思うが、実現するために調整が必要と考えているので、直ちにそれをやるというのはなかなか言いづらい面がある。特例制度の導入時点で確かに徴収方法についていろいろ懸念があって、我々でも何ができるかというのを考えた上で、厚生労働省と一緒にQ&Aも出している。郵送で別途徴収もできるし、ほかの団体に委託することもできるというのを書いた上で、日本獣医師会による代行徴収については、準備が整っていないので当面の間は控えるようお願いする旨わざわざ書いているという経緯がある。これは制度が始まったときの状況を踏まえてわざわざ書いているので、状況がその後どれくらい変わっているのか見ながら考えていく必要があると思っている。

(環境省) 手数料は自治体によって異なり、自治体が取ると手数料なので、国あるいは指定登録機関でもし仮に取ったとしたら、それを自治体に納める必要がある。特例に参加した場合に取る手数料が何なのかも明確にする必要がある。

(大橋部会長) 具体的な数字を見ると問題ははっきりしている。1,400の市区町村が参加をしていないという事実、

税込減になるおそれをもって参加してもらえていないということがあって、実際に参加しているものの中でも多くは手数料を取れていない。だから、取らずに参加するか、取りたいから参加しないかということになってしまっているわけで、デジタル化を進めていこうとなったときには、自治体間の仕組みがある程度横並びというか似たものになっていないと連携はできるわけがないので、参加・不参加が混在化した中では、デジタル化の方向に進む基礎ができない。提案団体がいることも理由があるように思うし、また、共同提案団体の数がすごく多いというのは、現場はこういうことを感じているという制度設計上の問題が明確化しているので、早急に同時徴収できるような形で特例制度を組み替えることが大前提と考えるが、いかがか。

(環境省) 提案は、特例制度への参加がそれほど高くはなくて、その背景として徴収のしにくさがあるので何とかしてほしいということかと思う。同時徴収については幾つかの自治体から具体的な提案としていただいているが、根っこにあるのは徴収をちゃんとできるようにしてほしいという問題意識だと思う。それにしっかりアドレスする形でいろいろ知恵を出してきたし、それをしっかり自治体に周知徹底しながら解決をしていきたいと思っていて、制度的に調整が一番難しいものをそれ一点突破で取りに行くということについては、慎重に検討したいと思っている。

(高橋構成員) 配るのは大変だという話だが、経済産業省の仕組みで再生可能エネルギー発電促進賦課金については全国的にちゃんと取って配っている。年1回全部プールして、実績をつくって、それを実績ごとに配るという仕組みを国が予算を取ってきちんとつくればいい。この制度をつくるときに検討したが難点があったので当分の間という話になっているということも理解した。当分の間やってみて非常にうまくいっていないという状況があったので、是非しっかり関係団体と調整していただければと思う。

(環境省) 実は今、特例制度についてレビューをしていて、なぜ参加していないかという分析もしている。その結果を見ながら何ができるかというのをしっかり検討していきたいと思う。

(大橋構成員) 特例制度に参加すると、市町村側としてはほぼ手間はかからなくなるということか。従前は紙などで管理をして、さらに鑑札を作って、それを飼い主に渡すというようなことをしていたので、その分手間はかかっていて手数料を徴収するという話になるような気がするが、この特例に参加した場合に市町村がやらなくてはいけない作業というのはどういったものが残るのか教えていただきたい。

(厚生労働省) そもそも手数料にどんな作業が含まれるのかという質問だと理解した。登録システムの管理や確認作業のために人件費なども含まれていると認識している。手数料に本来何が含まれるのかというのは、私どもとしてもヒアリングをさせていただきたい。

(石井構成員) 個人情報が登録されるのは所有者情報の登録データベースであり、これを管理する指定登録機関というのは、行政機関から委託を受けた者という立場なのか。獣医師会が民間の組織として独自にやっている立場なのか。個人情報の保護に関する規定の適用の違いにかかってくると思う。安全管理措置を行政機関が委託したという位置づけであれば、行政機関等と同じレベルの個人情報の取扱いについての委託先の監督が生じてくるので、責任の主体がどうなっているかというところをお聞きできればと思う。

(環境省) 指定登録機関の指定及びその事務について法令に要件が定められており、当該法令に基づき、環境大臣が日本獣医師会を指定登録機関に指定し、登録データベースの運営をお願いしているということである。

(石井構成員) 個人情報の保護との関係では、環境省から個人情報の取扱いについて委託を受けた者という位置づけか。

(環境省) 環境大臣に登録するものを指定登録機関が代わりにやっているという形なので、その理解でよろしいと思う。

(石井構成員) では、消費者情報には個人情報が当然入ってくるものなので、その委託先がきちんと情報を取り扱っているかということは環境省で責任を持って監督されているという理解でよろしいか。

(環境省) そのとおりである。

(石井構成員) 具体的にどのように監督しているかお聞きしたい。実際の管理状況がどうなっているかというところをどこまで確認されているか。

(環境省) 確認させていただく。

(大橋部会長) 徴収の問題については、やはり制度的にもう一回仕切り直していただきたい。特に提示されている代替案というのが自治体には十分受け入れられていないと思うので、検討結果を第2次ヒアリングでお聞かせいただきたい。

原簿管理については、きちんと実態を把握した後は、全国の仕組みをある程度共通のものにして、オンラ



イン化に乗せて、最終的にはマイクロチップと連携して、デジタル化が進むようにするという見通しをお示しいただいたと受け止めたのだが、スケジュールも併せて聞かせていただきたい。

(厚生労働省) 大きな流れとしては、部会長がおっしゃるとおりと思っている。一方で、スケジュールについて、今まさに全国調査を開始すべくプロセスを進めているので、早急に進めた上で、改めてまた説明できればと思う。

(大橋部会長) 是非次回までにニーズをきちんと把握いただいて、その結果分かったところと、デジタル化に向けた道筋というのを提案団体に示せるような形で第2次回答を準備いただければと思う。

最後に、マイクロチップの活用については、非常に提案団体の数が多いので、目的外でも法令上の業務の執行の上では必要なものについて活用ができればと思うので、提案にあるような業務について利用することの検討を第2次ヒアリングまでをお願いしたいと思う。

(環境省) 今もできるようになっているので、それを自治体に理解いただく取組をさせていただく。

(大橋部会長) 個別相談ができたならその都度答えるというよりは、もっと網羅的にきちんとできるものを提示いただくということが大事だと思うので、整理をお願いしたいということである。

(環境省) 検討する。

(坂越室長) マイクロチップ情報登録システムも市町村間の情報のやり取りは今できないと聞いているが、狂犬病のオンラインのシステムの検討と併せて一緒に検討していただければということでもよろしいか。

(環境省) マイクロチップのデータベースは、識別番号を入れれば、どの自治体からもアクセスできるので、やり取りがそもそも必要ないものとして存在しているという理解である。

(磯部構成員) 自治体の声を活用しながら、よりよいマイクロチップの利活用の仕組みをつくっていくという観点で、是非大胆に検討していただきたいと考えている。

(環境省) 検討する。

#### <通番6：景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること（国土交通省、環境省）>

(大橋部会長) 景観の審議会が条例上のもので法令上にはないので、そこに聞いたとしても、法律の都市計画審議会の意見を聴いたという要件を充足するのはなかなか難しいということであるが、救いは、都市計画審議会の議を経るとは書いてなくて、意見を聴くということなので、意見の聴き方は多様であり得る。

だから、そこら辺で何か折り合いがつかないかというようなことは考えてみたが、例えば都市計画審議会のフォーマルに全部対面で集まるという、いつもの定例会のほかにも、書面や、書面でもメール開催で先生方に投げかけて、意見があったらどうぞというので、なければありませんでしたという形で返事をするというようなメール開催のやり方もある。また、都市計画審議会から同じ人がこの景観審議会のほうに出ているとすると、都市計画審議会が、Aさん、あなたは受命するから意見を言ってくださいという形で、都市計画審議会がオーソライズして受命した人が景観審議会に入っていたら、これは法律上のつながりがあるから、それをもって意見を聴いたことにするなど、やり方はいろいろあると思う。いつもフルセットで審議会を開くというのは、先生方も忙しくて、日程調整や、事務局は資料を作ったり、ロジスティクスを考えたりするのは大変なので、そのところの意見を聴くというやり方を少し柔軟なやり方を認めていただきたい。であるが、実質的に計画間調整が景観法と都市計画法で取れれば、法律の目的が達成できるわけであるから、そのところは柔軟化というか、今おっしゃったようなものを含めて、複数ものを認めるということが可能であれば、この提案をベースにして通知を出していただくということは可能であるか。そこを確認したい。

(国土交通省) もちろん柔軟な対応という形で、法律上の要件を満たせば、どこまでが満たす範囲かということも検討した上で、これだったら全然問題ないと。しかも、自治体の負担が軽減されるようにということがあると思うので、その内容を具体的に我々も考えた上で、どういう形にしたら自治体が使いやすいかということも、我々から何らかの形で文書を流すことも含めて検討はしたい。

(大橋部会長) 都市計画審議会はいろいろな先生方が専門分野で入っているので、中には全然景観とは関係ないような先生もいらして、むしろ中にはマンセル値とか景観のことをやっているような専門の人もいるのだとすれば、その人を事前に審議会決めておいて出席してもらおうとかということをやれば、実も取れるし、形式も都計審との関係もつながるから、そのようなやり方とか、先ほど言われた書面開催とかというようなやり方で、実際に提案を充足するというようなやり方は最低限実現したいので、お願いしたい。

(国土交通省)そこは検討させていただきたいと思う。

法律を変えるというのは、条例に基づくものでやったからといって、法律の最低限の手続を省略するというのは、法体系上は厳しいというか難しいので、今の法体系の中でどこまでやれば自治体の負担が減って、より仕事がしやすくなるかという観点から考えさせていただく。

(高橋構成員)いろいろところで法律上の手続の簡略化というのをお願いしているが、パターンとしては、全く影響がなさそうなものについては不要だというやり方もある。

景観計画と都市計画の整合性の関係で、そんなに専門的ではないが、景観計画を変えたからといって都市計画に影響がないようなものはないのか。

(国土交通省) 都市計画自体が非常に幅広い地域全体のまちづくりのマスタープランになるので、景観というのはまちづくりの一つの要素ではあるので、全くないということはないと思う。ただ、重要な要素なのかなど、濃淡はあろうかと思うが、まちづくりの中で、今、やはり景観ということに関して特に住民の皆さんの関心が高まっている中、全く関係ないということにはならないと思う。

(高橋構成員) その辺の実質的な検討、除外をパターン化する御検討があり得ないというのはいかがなものか。

(国土交通省) 他方、これは原則論に戻るが、除外するにしても、提案団体が求める趣旨とは異なる。

(高橋構成員) 分権提案は提案そのものをそのまま実践してくれというわけではなく、提案をきっかけにして地方公共団体の事務がより円滑化すればいいという話なので、そういった意味で、条例にはこだわらなくて、これをきっかけにして自治体の事務がより円滑にできればということをお願いしている。

(国土交通省) 検討はしたいと思うが、まちづくりの中での景観というのは重要な要素ということには変わらない。その中で、本当に都市計画に関わらない部分あるのかというのは、しっかり見てみなくてはいけないのではないかと思う。

(高橋構成員) 是非その辺の検討もお願いしたい。

(坂越室長) 自治体が景観で都市計画に関わっているか、関わっていないか、景観は自治体行政そのものであるから、一番よく知っているのは自治体である。自治体ごとに異なり、景観審議会を設けているところもあれば、そうでないところもある。だから、これは法律で一律に必ず意見を聴かなければならないとするのではなくて、自治体が一番よく知っているので、自治体が都市計画に関わるものについては意見を聴く。関係ない場合については、例えばデザインであるとか景観の微々たるものについては意見を聴く必要がないというのは自治体の判断に委ねるという方向性、法改正というのもあり得ると思うが、いかがか。

(国土交通省) それは景観審議会を設置している、いないは関係なくということか。

(坂越室長) 自治体が景観審議会を設置しているところは自治体の判断で、都市計画審議会にかかる必要がない場合も増えるだろうし、案件ごとに都市計画に関係ある景観と関係ない景観は多いと思う。その場合に、自治体の判断に委ねる。法律で全国一律に必ずかけなくてはならないと規定されているので、場合によっては実情に合わないケースがあるという話である。そこに柔軟性を持たせるというのは分権のよくあるパターンであるが、一つの選択肢として、いかがか。

(国土交通省) いただいている意見を見る限りは、景観と都市計画は全く関係がないから意見を聴く必要はないとまで言っているかということ、そうではないと思う。法律の体系から考えると、やはり都市計画というのは地域のよりよいまちづくりのマスタープランであるわけなので、景観は関係ないものであるという判断ができるかということ、それは我々としては違うのではないかと思う。

(高橋構成員) 影響を与えないと言っている。

(国土交通省) 影響がないということも含めて、我々、景観行政、都市計画行政を所管する立場としてはなかなか言いにくいものである。

(高橋構成員) 2次ヒアまでに御検討いただけないか。

(国土交通省) 御指摘いただいたので、どういう場合があるのかも含めて検討したいと思うが、方向としては自治体の負担を軽減するという観点でどういうことができるかという方向でやりたいと思う。

(大橋部会長) 例えば都市計画審議会が初めに総会を開いて、景観の問題については瑣末なものから基本的なものまであるので、うちの都市計画審議会としてはこのところは特に意見はないというような形で、そういう事項を限定しておくというようなことをやっておいて、実際にそこについては都計審の意見を聴くまでもないという整理がその時点ではされているという運用は難しいか。

(国土交通省) どこまでが今の法律の中で法律の趣旨に反しない範囲で、自治体の負担を軽減して、地域のまち

づくり、景観行政がやりやすくなるかという観点で検討させていただきたい。

(大橋部会長) 少なくとも提案団体が被っているような過剰な事務負担、そのためだけに会議を開くことは避けたい。それを避けるための方策としてどのようなものがあるか、意見の聴き方の工夫のバリエーションをそろえていただくということと、事項的にどうしてもかけなくてはいけないものとかけなくていいようなものの精査がある程度できるかできないかというところの検討を要求する見解も出たので、そこから含めて検討いただきたい。その結果が条文を動かすような形のものになるのか、ある程度通知で対応できるものなのか、そういうところも含めて、検討の形を第2次ヒアリングのときに聞かせていただきたい。

#### <通番7：地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の策定の見直し（国土交通省）>

(大橋部会長) 個別の計画をつくらなくても、社会資本整備の基本的な計画があれば、それで代替できるというのは、私どももいろいろな計画に対して今まで要求してきたことなので、そこは納得できる。しかし、今回このような提案ができてしまった。国土交通省としてはすでに整理し案内済みという認識か。

(国土交通省) 案内の仕方に問題があったのかもしれないが、政府としては整理をしている。

(大橋部会長) おそらく神戸市をはじめとして、複数の団体がこれはやはり二重につくらなければいけないのだと思っていたのではないか。社会資本整備総合交付金と地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金と同じようなものとして扱われているかというのは、おそらく外から見たら分かりにくいと思うので、最低限今回の提案に関しては、二度手間かもしれないが、御提案については包含されるものなので、社会資本総合整備計画をつくらば代替できるということは案内いただきたい。同時に、このような提案が出てくると、似たような事業がこのほかにありはしないかと思うが、前回お示しいただいたのと今回の事業で大体代表的なものは網羅されているのか。

(国土交通省) 耐震改修についてはこれで網羅されている。

(大橋部会長) 第3、第4の事業が出てくるのは避けたい。

(国土交通省) こちらとしてもそれは避けたいと思っている。基本、一般的なものは交付金で支援して、特別なものを別途補助金で支援する。このスキームはよくあることで、今回がまさにそうなっている。

御指摘のとおり私どもは当時整理したと思っているが、伝え切れていない部分があり、改めて周知の方法を事務局と相談をさせていただきたい。

(大橋部会長) 是非具体的に整理いただいて、横並びのものがあればこの際にお問い合わせしようと思うが、このほかに耐震改修関係の事業はないということでもよろしいか。

(国土交通省) もう一度確認する。

(大橋部会長) 一応確認いただき、この際一挙に解決していただきたい。

#### <通番22：建築基準法第86条に基づく一団地認定区域の区域見直しに係る要件の緩和>

(大橋部会長) 実際に一団地認定を縮小したいという需要は、この提案の事例以外でも聞いているか。実務上、そういう問題を把握されていたか。

(国土交通省) 網羅的に調査はしていないので、これからやろうと思っているものの、同じようなケースはあり得ると思っている。団地を建て替えるときに、昔の建物は4階建て、5階建てで、建て替えて10階建て等に集約化していく際に、余剰地を違うことに使いたいというニーズは現実のプロジェクトとしてあり、そういった場合に引っかかってくることはあると思う。

(大橋部会長) 全員同意の仕組みを維持していくというのは相当難しい気がする。例えば死亡者や不明者が出てきた場合、先ほどの取消しや再設定が実際難しいという問題は実務上出てくるのか。

(国土交通省) 相続人が対応することになるため、難しさがどんどん拡大していくことになる。

(大橋部会長) そうすると、難しい課題だとは思う一方で、対応できれば実務上の需要は大きいと思う。もし検討される場合、具体的にどの辺が難しいという認識か。

(国土交通省) 財産権にも関わる話と理解しており、もともと全員合意で導入をして、全員合意で外すため、そこを全員同意でなくてよいとするところがまず、ハードルが高いと考えている。

加えて、技術基準の立場から申し上げますと、ページの図にあるように、外した区域も、残った区域も、建築基準法上問題がない状態である必要がある。ここは恐らく譲れないと思う。したがって、2つに分けたにして

も、形状として合理的な状態であり、残ったところも一団地認定をかけていておかしくないという状態でないといけない。かつ、そこに導入要件がかかってくるため、ケースを絞っていくと、論理的にはあり得ても、ニーズと対応しないということになるのかもしれない。いずれせよ、その辺りは調べていきたいと考えている。

(高橋構成員) 全員同意で始めても、長い時間が経過したら、全員で外すというのが非常に難しい場合があるのではないか。

(国土交通省) 現実的にはそうである。

(高橋構成員) 死亡者、相続人不明や居所不明になった人が出てきてしまった場合に、難しいとなると外せないという話になると思うが、現状の制度としてそれでよいとお考えか。

(国土交通省) なかなか難しい御質問で、現状の制度ではやむを得ないと考えるものの、ただ、そこは例えば所有者不明土地などでも新しい世界をつくる動きであることから、我々はそこで後ろを向いてやらないということになってはまずいと思っている。

(高橋構成員) 早急に手をつける必要があるのではないか。

(国土交通省) 承知した。

(高橋構成員) 時間の経過の中で、いろいろな状況が変わったときに、本当に全員同意というのは適当なことなのか、例外的に外せないのかということはあるのではないか。例えば一人で始め、それがどんどん分かれていって地権者が何百人になったときに、一人で始めたところも数百人の全員同意が必要とするというのは少し違うのではないかと御説明を聞いていて思ったが、そこはいかがか。

(国土交通省) そこは法律の議論になるので、法制局を含めてよく議論しないといけないところかと思う。

(伊藤構成員) 実際に認定を取り消す例というのは現状ないということか。

(国土交通省) ケースはある。

(伊藤構成員) では、全員同意を取ることは不可能ではないという認識か。ただ、現実これから人口も減少する中で土地利用の在り方というのを考えていくときには、今の手続というのは非常に重いため、一回取り消して再認定という二度手間になっている仕組みだけではなく、同意の要件についてもいろいろあり得ると思うので、もう少し簡便にできる手続というのを是非検討いただきたい。

(大橋部会長) 一団地認定を縮小する際に、現行の手続を取らない場合の考え方として、何らかの理由を考慮する必要がある。公益目的や、街の更新等に非常に大きく寄与するといった説明など、この区域を一団地認定から切り離す合理的理由があればやりやすくなることはあると思う。

また、容積率や、日影などの規制条件に関して、残ったところ全体として合法であれば、そこを一団地区域として残すことについて問題はないだろう。問題は、当該区域を一団地として認定する際に容積率がオーバーしている場合であり、未来永劫これを認めるのではなく既存不適格のような形として捉え、始まったときは適法だったのだから、少なくとも一団地認定から外れる区域について公益性がある程度あるのであれば、残ったところで問題が生じたとしても、それに関してはまた後で考えていくというような整理をしないと難しい問題なのかなとかと今聞いていて思った。そういったバリエーションを出していただくことは可能か。

(国土交通省) 答えが出るかどうか分からないが、検討のプロセスとして、今の仕組みは外すところも外さず残るところも全員合意となっている点について、それは違うというのは感じており、その方向で検討すると思っている。

(勢一部会長代理) 質問だが、この制度自体はそんなに古い制度ではないのか。

(国土交通省) 恐らく建築基準法を制定した昭和 25 年からだと思う。相当古い制度であることは間違いない。

(勢一部会長代理) 現行法の規定で区域の縮小の手続がないということは、恐らく縮小だけではなくて広げるような手続もないのか。想定として、一回認定をされたら基本的にはずっとそのままの形を維持するというコンセプトでつくられた制度ということなのか。変更の手続がないという理由や趣旨は何かあるのか。

(国土交通省) 縮小の手続がないことは確かだが、当時どう考えてどう整理したのかは分からない。

(勢一部会長代理) 古い制度であるとすれば、恐らく今のような人口の減少が起こることや、土地の利用が変わっていくということまであまり想定されていない可能性があるため、今回は縮小だが、拡大も視野に入れた変更の手続というのが必要なのではないかという意識もあり、その点も少し御検討いただければと思う。

(坂越室長) 以前、京都で似たようなものに 5 件ほど携わっており、一団地認定の用地活用をしていたため、これからニーズは多くあると思う。先ほど、財産権との関係を整理する必要があるということであったが、我々は分権一括法の中に最後は盛り込みたいと考えており、法制局も含めた法制的な検討に係るスケジュール感

を教えてください。

(国土交通省) 現時点ではお示しできないが、事務局と相談をさせていただきたいと思う。

(大橋部会長) 難しい問題があるのは明らかなため、そこは検討していただきたい。先ほどの用途のほか、一団地認定を取ってから簡単に崩していくようなことがあってもよくないと思うため、一定の時期を経てその役割をある程度終えたというような時間の要素も少なからず必要だと思う。そういう検討を積み重ねながら、街にとっての区域縮小の必要性や、公営住宅等の建て替えに伴う区域縮小の要望などもあると思うので、まちづくり全体との関係での正当化の理由を用意していただくなど、考えなくてはいけない問題が複数あり、難問だとは思いますが、是非整理いただきたい。

(国土交通省) プロジェクトを進めるという観点から、今、先生方がおっしゃっているようなことを是非やっていきたいと思う一方で、ブレーキをかけるような言い方になるが、反対者がいたとしても説得できるような中身でないといけない。事業を進めたい気持ちはあるものの、調和する形にしないと制度が成り立たなくなるため、しっかり勉強し、いろいろなところに御相談をさせていただきたいと思う。いずれにせよ、前向きには考えたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)